

就労継続支援 B 型事業 銀杏企画Ⅱ

令和 3 年度 事業計画書(案)

1・利用定員数 39 名

(1) 就労継続支援 B 39 名 利用期限なし

※最低定員数は障害者総合支援法(以下、総合支援法)が定める最低利用定員数に準ずる。
就労継続支援(B型)20名以上とする。

2・所在地 東京都文京区本郷 3-16-4 本郷天理ビル 3 階

3・職員定数 常勤 6 名以上

4・事業計画期間 令和 3 年 4 月 1 日より令和 4 年 3 月 31 日まで

5・事業運営基本計画

地域で生活している精神障害者の方々に社会的自立を目的とした作業活動や生活支援のサービスを提供する。

6・利用者の処遇

(1) 作業援助

個人の障害の状況に配慮しつつ、利用者本人の働く意欲を尊重し、社会との結びつきを大切に
した作業活動を行う。また、所得の一定水準保証と向上を目指し作業受注と生産に努める。

(2) 就労援助

一般就労への知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用や必要な訓練、指導等
を実施する。

(3) 生活援助

利用者の基本的人権を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者の症状に合ったサービスと
心身の健康保持及び機能の向上に努める。

(4) 環境の整備

施設内外の環境整備と利用者身辺の整理整頓に努め、とくに作業室の換気、危険防止に
注意する。

7・健康管理

各自に健康診断の受診を勧め健康状態の把握を努めるとともに、利用者の家族・主治医・保健師等との連携を密にして、障害の悪化・疾病の予防に努める。
喫煙に関しては健康増進法に基づいて、指定場所での分煙を徹底する。
インフルエンザの予防接種を積極的に勧める。(費用を一部負担)

8・防災計画

消防計画に基づいて防災管理責任者のもとに非常災害訓練を2回実施する。

9・日課

開所 9:30

作業 10:00～12:00

※主としてDMの封入・発送、PCによる入力作業やカード製作の下請け、集団活動等を行う。

就労移行支援を利用する利用者には別途、就労支援プログラム及び、職場実習を行う。

昼食・休憩 12:00～13:00

作業 13:00～17:00

職員打ち合わせ 17:00～18:00

閉所 18:00

10・職員名簿

職 名	人 数
管理者 サービス管理責任者 (兼務)	1名
目標工賃達成指導員	1名
職業支援員	1名
生活支援員	3名

11・資金計画

施設運営のための諸経費は法定で定められた利用者からの負担金及び、国・東京都・各利用者の居住区からの訓練等給付報酬で賄う。